

～在留邦人の皆様へ～

(件名)

大気汚染物質対策のためのデリー市内における車両通行規制について

平成28年4月12日

在インド日本国大使館

大気汚染対策のためのデリー市内における車両通行規制については、11日付でデリー準州政府が通達(以下のリンク先ご参照)を発出しましたので、右概要を以下のとおりお知らせいたします。

なお、タクシーやオートリキシャ等の商用車(黄色ナンバー)は、この交通規制の対象外であることを確認済みです。

※交通規制のリンク先:

http://www.delhi.gov.in/wps/wcm/connect/doi_transport/Transport/Home/Gazette+Notification

1 規制の概要

- (1) 適用期間: 2016年4月15日から4月30日までの日曜日を除く14日間。
- (2) 午前8時から午後8時まで、輸送車両以外の四輪の車両の通行を規制。
- (3) デリー以外の州で登録されている四輪の車両(輸送車両を除く)も規制対象。
- (4) 車両登録番号の最後の桁が奇数の車両は奇数の暦日(4月15日、19日、21日、23日、25日、27日、29日)、偶数の車両は偶数の暦日(4月16日、18日、20日、22日、26日、28日、30日)にのみ、デリー市内の通行が許される。

2 規制の適用外

- (1) CNG(圧縮天然ガス)車及びハイブリッド車。なお、CNG車はステッカー掲示必要。
- (2) 女性のみが乗車する車両、または、女性と12歳までの子供のみが乗車する車両。
- (3) 学校の制服を着用した子供を運ぶ車両。
- (4) 要人車両(大統領、副大統領、インド首相、知事、インド中央政府閣僚、デリーを除く各州首相、デリーを除く各州閣僚、最高裁判事、高裁判事等)。

(5) 救急車、消防車、病院の車両、霊柩車、デリー警察車両、軍用車、緊急車両、外交官車両。

(6) 障害者の乗る車両。

3 罰則

違反者には2,000ルピーの罰金を課す。

(了)